

末までの執行見込額を除いた約 58.4 億円を平成 23 年度末までに国庫に返納する方針を確認した。さらに、平成 24 年度末に当該資金に残高があれば、その時点で国庫に返納することを確認した。

## 総務省所管法人

### ○情報通信研究機構

- ・ 本法人は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に係る業務を実施していることから、研究開発型の成果目標達成法人として位置付けることが適当である。
- ・ なお、情報セキュリティ関連の研究開発については、情報セキュリティ対策の強化の観点から、内閣官房情報セキュリティセンターの下で、各府省横断による政府の一体的な取組との連携等を一層強化していくべきである。

### ○統計センター

- ・ 本法人は、国と連携を図りつつ、国の統計に係る製表事業等を確実に実施することが求められているものであるが、新たな法人制度の検討において法人類型と職員の身分との関係についての整理・検討が進んでいることから、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得るべきである。
- ・ 製表事業については、各府省の統計業務が民間に漸次移行している状況を踏まえ、各府省の統計業務を統合した上で、更なるアウトソーシングが可能かどうか見極め、製表事業を統括して行うことも検討していく必要がある。

### ○平和祈念事業特別基金

- ・ 本法人については、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）により、平成 25 年 4 月 1 日までの政令で定める日に廃止されることを確認した。

### ○郵便貯金・簡易生命保険管理機構

- ・ 本法人については、郵政改革法案において、「政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況、その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」とされており、同規定に基づいた対応が行われるべきである。